

# 周南市教育集会所施設分類別計画



平井集会所



西殿木原集会所



御山集会所



明石集会所

一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざして

平成 30 (2018) 年 10 月  
(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)  
周南市教育委員会

## 目 次

第 1 章 本計画の目的.....	1
第 2 章 施設の設置目的と経緯.....	1
第 3 章 対象施設の一覧.....	1
第 4 章 施設の現状.....	3
第 5 章 施設を取り巻く状況と課題.....	5
第 6 章 今後の施設の方向性.....	6
第 7 章 計画期間.....	7
参考資料.....	8

## 第1章 本計画の目的

周南市教育集会所施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の教育集会所について、今後の施設の方向性を示すものです。

## 第2章 施設の設置目的と経緯

教育集会所は、昭和39（1964）年から昭和54（1979）年にかけて、地域住民に対する社会教育活動の充実を図り、社会福祉の向上と人権教育・啓発に資することを目的として設置した施設です。平成17（2005）年に周南市教育集会所条例を定め、人権教育の推進を図ることを目的とした施設として教育委員会が管理しています。

## 第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

**図表1 対象施設の一覧**

No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域	所管課
1	市民交流施設	御山集会所	御山町2番13号	今宿	地域	人権教育課
2	市民交流施設	西殿木原集会所	大字須々万本郷435番地の1	須々万	地域	人権教育課
3	市民交流施設	平井集会所	大字久米1260番地の4	久米	地域	人権教育課
4	市民交流施設	明石集会所	川崎三丁目11番34号	富田東	地域	人権教育課

図表2 施設位置図



## 第4章 施設の現状

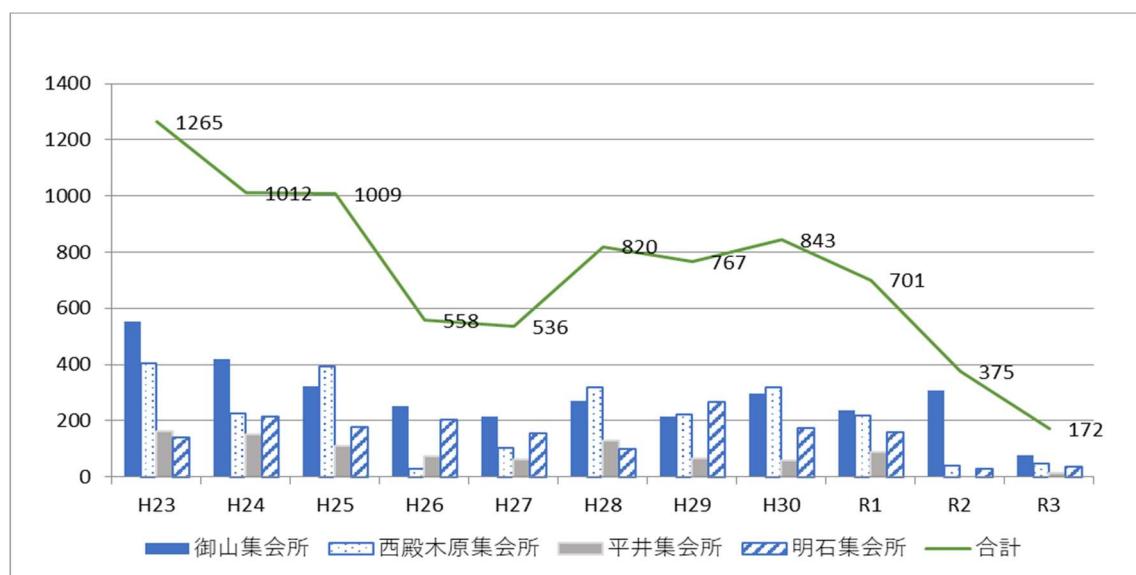
### (1) サービスの現状

教育集会所は、地域住民を対象とした子ども会活動や自治会の集まり、各種講座や軽運動など、地域の社会福祉、及び社会教育活動の場としての役割を担っています。

また、設立当初より、地域のニーズに応じた備品などを揃え、地域に根付いた施設となっています。

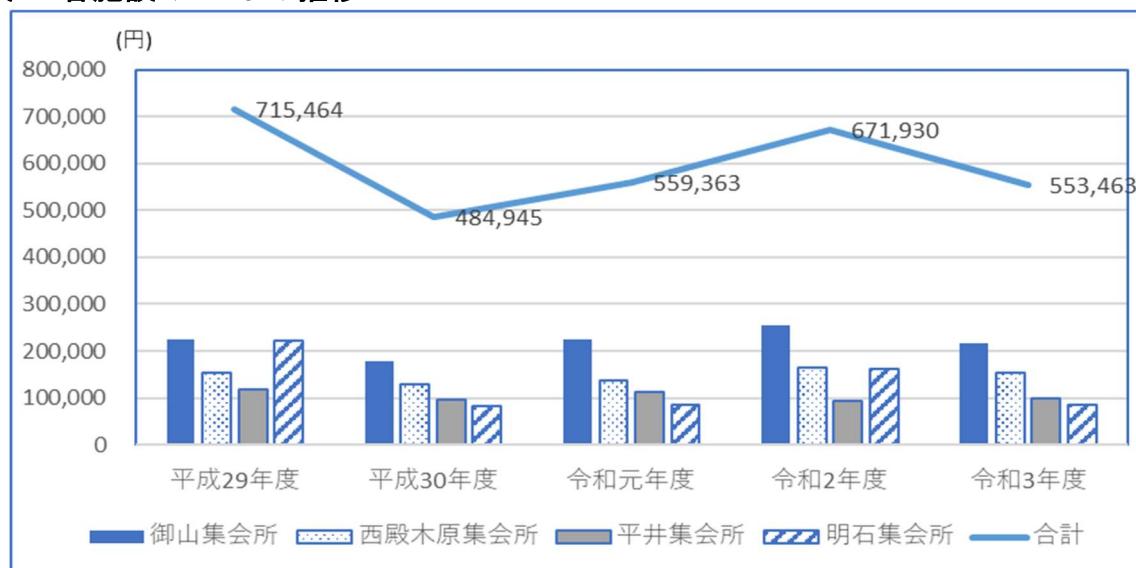
利用者数は、平成23（2011）年から令和3（2021）年までの推移をみると減少傾向にあります。

図表3 各施設の利用者数の推移



施設の管理は、地元自治会に清掃や点検、使用許可等に関する業務を委託しています。1年間のコストは、光熱水費、修繕料、委託料など、全体で60万円程度となっており、必要最少限の経費で維持管理しています。

図表4 各施設のコストの推移



## (2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

**図表 5 建物の現状一覧**

No.	施設名	総床面積 (m <sup>2</sup> )	↓ 点数が高いほど劣化が進行											
			床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果	バリアフリー の状況	ハザードマップの状況				
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波
1	御山集会所	131.01	120.00	1976	S /34年	経過	無・不明	65.00	一部対応	なし				
2	西殿木原集会所	174.95	167.93	1963	W /22年	経過	無・不明	79.50	未対応	なし				
3	平井集会所	136.18	129.75	1978	S /34年	経過	無・不明	66.20	未対応	なし				
4	明石集会所	102.97	101.08	1978	W /22年	経過	無・不明	66.80	未対応			河	0.5~3m	

\* 自主点検は毎年実施

\* 構造: S(鉄骨造)、W(木造)

\* 法定耐用年数: 減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

\* 洪水・河…河岸浸食

御山集会所は、令和元（2019）年から令和 3（2021）年にかけて、床の部分補修、雨漏りで腐食していた内壁の補修、その原因と思われる外壁の劣化部分にシーリング施工しました。

西殿木原集会所は、集会所の中で最も古く築後 60 年近くになります。令和 3（2021）年にテラスの屋根を補修しました。

平井集会所は、鉄骨造りで、基礎部分のコンクリート表面にひび、鉄骨の表面部分に錆が見られ、経過観察中です。

明石集会所は、湿気により床の一部が腐食したため、令和 2（2020）年に床を部分補修しました。

## 第5章 施設を取り巻く状況と課題

### (1) サービスの状況と課題

教育集会所は、社会福祉の向上と社会教育の充実、及び人権教育・啓発の一翼を担っています。

清掃や点検、使用許可に関する管理運営業務は地元自治会に委託し、自治会や子ども会などの集会や趣味・教養講座、親睦・交流の場として、主体的に利用されてきました。

社会全体の少子高齢化や人口減少、及び市民の趣味や教養、交流等を深める手段も多種多様化してきたことから、教育集会所全体の利用者数は減少傾向にあります。

令和2（2020）年度以降は、コロナ禍の影響により利用者が激減していますが、今後、地域活動が復活すれば、上昇傾向が見込まれると推測されます。

### (2) 建物の状況と課題

本市の教育集会所は、全てが築40年以上を経過し、老朽化が進行しています。特に、築60年近くになる西殿木原集会所の老朽化や御山集会所、明石集会所の湿気等による劣化が懸念される状況です。

年1回の自主点検や毎月の定期点検に加え、必要に応じて、安全点検を実施し、建物の状況把握に基づく、適切な安全対策を講じる必要があります。

## 第6章 今後の施設の方向性

### (1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性の決定にあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行いました。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

その結果、施設の方向性は、すべての集会所が「現状維持」となり、建築年数及び総合劣化度から見た対策の優先度は、西殿木原集会所が「非常に高い」と最も高く、御山集会所、平井集会所、明石集会所が「高い」と横並びとなりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付しています。

## (2) 総合評価

### 1) 基本的な考え方

教育集会所は、地域の社会福祉の向上と社会教育の充実、及び人権教育・啓発の場としての役割を担い、現在も地域住民の子ども会・自治会集会や趣味・教養講座、親睦・交流の場として主体的に利用されています。一方、社会環境の変化に伴い、新たな人権問題が発生していることを踏まえ、これからも、人権教育の果たす役割は重要であることから、教育集会所は今後も継続利用とします。

また、施設管理は、地域住民の主体性、利便性に配慮し、今後も地元自治会に、清掃や点検、使用許可に関する管理等の業務を委託します。

なお、いずれの施設も築後40年以上を経過し、老朽化が進行していることから、適宜、建物等の状況把握に努めつつ、各施設の利用状況を考慮したうえで、安全対策を講じます。

ただし、大規模修繕の必要性が生じるなど、安全性の確保が困難な状況が生じた場合は、地元自治会や関係機関と協議のうえで、近隣の公共施設の利活用も含め、サービス機能の維持を検討します。

### 2) 具体的な方針

年1回の自主点検や毎月の定期点検に加え、防災対策等、施設・設備の保守点検を随時実施し、建物の状況把握に努め、利用状況も考慮した上で、優先順位を決め、必要に応じた修繕等により、適正な施設の維持管理に努めます。

**図表6 具体的な方針と実施時期(予定)**

No.	施設名	主たる建物							一次評価		総合評価	対策の内容 (大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度	結果		R5	R6	R7	R8	R9
1	御山集会所	45	S /34年	経過	無・不明	65.00	一部対応	なし	高い	継続利用 (現状維持)	継続利用					
2	西殿木原集会所	58	W /22年	経過	無・不明	79.50	未対応	なし	非常に高い	継続利用 (現状維持)	継続利用					
3	平井集会所	43	S /34年	経過	無・不明	66.20	未対応	なし	高い	継続利用 (現状維持)	継続利用					
4	明石集会所	43	W /22年	経過	無・不明	66.80	未対応	洪	高い	継続利用 (現状維持)	継続利用					

## 第7章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料1（第4章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表7 建物の現状一覧（詳細）

No.	施設名	総床面積 (m <sup>2</sup> )	主たる建物																		↓点数が高いほど劣化が進行																								
			床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果																		バリアフリーの状況					ハザードマップの状況														
								【建築編】																		総合劣化度	対応	エレベーター・手すり	入口の段差解消	施設内の段差解消	多目的トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波									
								1.構造部材	2.外壁、防水	3.扉、窓	4.床、階段	5.壁、天井	6.附帯設備	7.敷地	1.電気設備	2.機械設備	3.排水設備	4.照明器具	5.コンセント・スイッチ	6.自動火災報知装置	7.外灯	8.排煙設備	9.換気設備	10.屋内消火栓	11.給排水配管	12.ボイラー・給湯器	13.タンク類	14.衛生器具																	
1 御山集会所	御山集会所	131.01	120.00	1976	S /34年	経過	無・不明	B	A	B	B	B	B	—	B	A	A	B	—	B	A	A	A	—	A	C	—	B	A	A	—	—	A	65.00	一部対応	○	×	×	×	なし					
2 西殿木原集会所	西殿木原集会所	174.95	167.93	1963	W /22年	経過	無・不明	C	A	A	A	B	A	—	A	—	B	A	C	—	C	C	A	B	A	—	B	—	A	—	—	B	79.50	未対応	—	×	×	×	なし						
3 平井集会所	平井集会所	136.18	129.75	1978	S /34年	経過	無・不明	B	B	A	A	C	—	C	—	C	B	—	A	A	A	B	A	—	未	—	C	—	B	A	A	—	—	C	66.20	未対応	—	×	×	×	なし				
4 明石集会所	明石集会所	102.97	101.08	1978	W /22年	経過	無・不明	B	A	A	A	A	C	—	B	—	A	A	—	—	A	A	A	—	—	—	—	A	—	—	A	66.80	未対応	—	×	×	×	河 0.5~3m							

\* 自主点検結果

- ・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。
  - A : 劣化がなく建物の利用に支障なし
  - B : 劣化はあるが建物の利用に支障なし
  - C : 劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある
- ・総合劣化度：建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

## 【参考資料2（第6章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

### （1）個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性がある建物の方向性を導きます。

ここで検討等の内容は、次のとおりです。

		第1ステップ		第2ステップ	
視点	適正化の意味・視点	サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設の存在	存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ⇒ ◇ 共同利用	
		◇ 法律等による設置義務付けなし		◇ 補助金などの代替施策で対応可能 ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ⇒ ◇ サービス存続		◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 補助金などの代替施策で対応可能 ⇒ ◇ サービス廃止		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲	
		◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）	
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 利用実態が設置目的に即していない		◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）	
		◇ 今後の利用者数が減少見込み		◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）	
		◇ 同種、類似の市施設が存在		◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）	
		◇ 同種、類似の市施設が存在		◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）	
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながらないか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化）	
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・サービス内容の重複 ・貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化）	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒ ◇ 多目的化	
		◇ 今後の利用者数が減少見込み		◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒ ◇ 多目的化	
		◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続	◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP）	
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合	◇ 受益者負担の見直し	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる				

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表 8 一次評価結果

項目番号	施設名	(1)サービス主体の適正化								(2)サービス水準の適正化								評価結果					
		(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある				(1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある				(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している				(2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている									
		代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必需性 ③	有効性 互換性 ②	評価結果	有効性 互換性 ②		有効性 互換性 ③	評価結果	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過 年数 (R4.4.1 時点)	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ②				
		行政以外に サービスを提供する 民間事業者等の 存在を確認し、 民間参入の 可能性はどうか。	市が施策を推進する にあたって、市が自ら 運営主体として関与 しなければならない 施設かどうか。	法律等により 設置が義務づけ られているか。	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)		市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	補助金などの 代替施策で 対応できる ものか。		今日的な視点から、 設置目的の意義が 低下していないか。	利用実態が 設置目的に即した ものとなって いるか。	サービス内容が 設置目的に即したものに なっているか。		当該施設の 利用実態から、 利用圏域は どうか。		前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設		
1	御山集会所	可能性はない	関与する必要性は低 い	義務付けられてい ない	存在する	市有		存在する	市有	尚白園	対応不可能		低下しつつある	設置目的が無くな りつつある	設置目的に即し ている	45	地域		3年連続で減少	横ばいの見込み	存在する	市有	尚白園
2	西殿木原集会所	可能性はない	関与する必要性は低 い	義務付けられてい ない	存在しない			存在しない			対応不可能		低下しつつある	設置目的が無くな りつつある	設置目的に即し ている	58	地域		3年連続で減少	横ばいの見込み	存在しない		
3	平井集会所	可能性はない	関与する必要性は低 い	義務付けられてい ない	存在する	市有		存在する	市有	東福祉館	対応不可能		低下しつつある	設置目的が無くな りつつある	設置目的に即し ている	43	地域		3年連続で減少	横ばいの見込み	存在する	市有	東福祉館
4	明石集会所	可能性はない	関与する必要性は低 い	義務付けられてい ない	存在する	市有		存在する	市有	川崎会館	対応不可能		低下しつつある	設置目的が無くな りつつある	設置目的に即し ている	43	地域		3年連続で減少	横ばいの見込み	存在する	市有	川崎会館

項目番号	施設名	(3)サービス配置の適正化								(4)事業手法の適正化								検討結果一覧表								一次評価結果	
		(3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれるなど)		(3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している		(3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある		(4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか		A :統廃合	B :複合化	C :多目的化	D :継続利用	E :共同利用	F :現状維持	G :規模縮小	H :廃止	I :転用	J :民間譲渡	K :地域移譲	民活の拡大	受益者負担の見直し					
サービス集約の メリット (メリットあり or 空欄)	建築 経過 年数 (R4.4.1 時点)	評価結果	同地域内で、 施設分類が 異なるが同様の サービスを 提供している 施設が複数ある。 ※あれば〇	賃貸の 稼働率等を 入力	建築 経過 年数 (R4.4.1 時点)	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	延床 面積 (m <sup>2</sup> )	建築 経過 年数 (R4.4.1 時点)	評価結果	代替性 民間参入 ②	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	評価結果	効率性 コスト ③	評価結果	前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。	施設運営に 民間事業者等の ノウハウの活用が 期待できるか。	前年度までの 過去3年間の 利用者1人 当たりの コストの推移は どうか。	前年度の利用者1人 当たりの コストはどうか。 ※公の施設のみ回答	評価結果	評価結果	一次評価結果		
1	御山集会所	45			11.8%	45		3年連続で減少	横ばいの見込み	131.01	45		期待できない	3年連続で増加	高い		非該当									〇	「継続利用(現状維持)」
2	西殿木原集会所	58			2.6%	58		3年連続で減少	横ばいの見込み	174.95	58		期待できない	3年連続で増加	高い		非該当									〇	「継続利用(現状維持)」
3	平井集会所	43			1.3%	43		3年連続で減少	横ばいの見込み	136.18	43		期待できない	3年連続で増加	高い		非該当									〇	「継続利用(現状維持)」
4	明石集会所	43			6.1%	43		3年連続で減少	横ばいの見込み	102.97	43		期待できない	3年連続で増加	高い		非該当									〇	「継続利用(現状維持)」

# **周南市教育集会所施設分類別計画**

**平成 30 (2018) 年 10 月**

**(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)**

**周南市教育委員会 教育部 人権教育課**

**〒745-8655 周南市岐山通 1-1**

**電 話 0834-22-8620**

**F A X 0834-22-8814**

**電子メール ed-jinken@city.shunan.lg.jp**